

### 3 フランスの移民対策

高山 直也

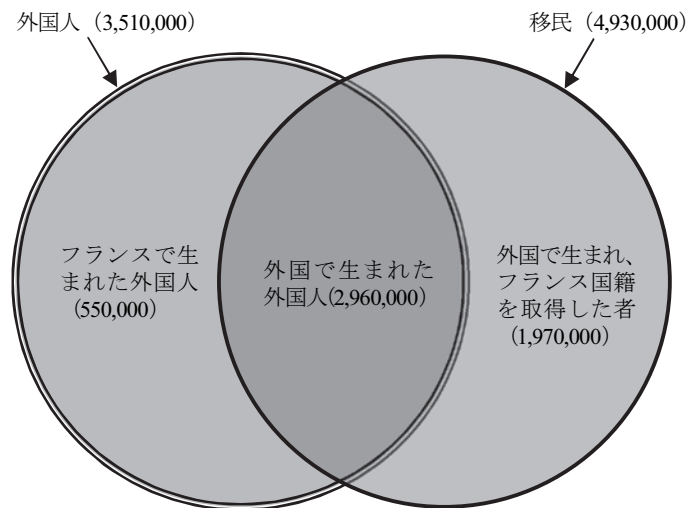
#### 目次

I	フランスにおける移民の現状	2	家族移民の抑制
II	移民政策の転換	3	就労目的の移民の優遇
1	不法移民対策の強化	4	社会統合の推進

#### I フランスにおける移民の現状

国立統計経済研究所 (Insee) によると<sup>(1)</sup>、2004年現在フランス本土に居住する移民の数は493万人で、全人口の8.1%を占める。出身別に見ると、EU24か国(当時)からの移民が170万人、マグレブ諸国(アフリカ北西部のモロッコ、アルジェリア、チュニジア等のかつてのフランス植民地)出身が150万人、その他の地域(主としてアジアとサハラ以南のアフリカ)が140万人となっている。それらの移民の約40%に当たる197万人が結婚や帰化等によってフランス国籍を取得している。

図「移民」と「外国人」の概念図



統合高等評議会 (Haut Conseil a l'intégration) の定義<sup>(2)</sup>によると、移民というのは「外国で外国人として生まれ、その資格で持続的に居住する目的でフランスに入国した者」をいう。そのうちの約40%は上述のように国籍取得によってフランス人となっているが、移民であることに変わりはない。それに対して外国人は、「フランスに滞在するフランス国籍をもたない者」をいう。移民のうち外国籍である者とフランスで生まれ、主として外国籍の未成年の子を加えたものが外国人ということになる。2004年現在の外国人の数は351万人である<sup>(3)</sup>。

外国人の親からフランスで生まれ、フランス国籍を取得した移民の第二世代やその子どもの第三世代は、定義上はフランス人であって、もはや移民ではないわけであるが、フランスの社会では「移民」という言葉にはもっと広い意味が含まれている。国立人口研究所 (INED) の

(1) Catherine Borrel, "Enquetes annuelles de recensement 2004 et 2005", Insee Première no 1098, août 2006. Insee HP<<http://www.insee.fr/fr/ffc/ipweb/ip1098/ip1098.html>>

(2) "Mots de l'intégration". 統合高等評議会 HP <[http://www.hci.gouv.fr/rubrique.php3?id\\_rubrique=19](http://www.hci.gouv.fr/rubrique.php3?id_rubrique=19)>

(3) Borrel, *op. cit.* (1)

ミシェル・トリバラ研究部長は、「外国出身人口 (population d'origine étrangère)」に第一世代の移民のほかに父母又は祖父母に移民をもつフランス人までを含めている。1999年における「外国出身人口」は1350万人で、総人口の約23%に当たる<sup>(4)</sup>。フランス社会において移民または移民の第二世代、第三世代であるフランス人の占める比重がいかに大きいかということはこのことは示している。

## II 移民政策の転換

フランスは第二次大戦後は戦争で失われた労働力を補うために外国人労働者を積極的に受け入れてきた。それらの労働者は経済の調整弁の役割を果たす季節労働や一時労働の従事者がほとんどで、2～3年すれば本国に帰り、また代わりに新たな一時労働者がやってくるというように交替移民 (immigration alternante) の性格をもっていた<sup>(5)</sup>。

ところが第一次石油ショックを機にフランス経済が落ち込み、1974年にジスカール・デスタン大統領が新たな外国人労働者の受入れを中止することを発表すると、フランスに来ていた外国人たちは帰国を勧められたにもかかわらず、かえってフランスに定着する道を選んだ。そしてそれらの外国人は本国から家族を呼び寄せるようになるのである。

その一方で、観光ビザで入国し、滞在証の申請をしないでそのままフランスに残留する不法滞在者の問題が顕在化するようになる。それらの不法滞在者の中には、フランスにいる家族に合流するために正規の手続を踏まないで入国してくる外国人も含まれていた。

このような不法滞在者を含む移民対策において、フランスでは政府が保革入れ替わるたびに寛厳のジグザグ運動を繰り返してきた<sup>(6)</sup>。

右派政府は外国人の入国・滞在の条件を厳しくするとともに、不法滞在者に対しては国外追放や国外退去、領土立入禁止等の隔離措置によって厳しい態度で臨んできた。

これに対して左派政府は、不法滞在者であっても、フランス滞在の長い外国人や家族生活を尊重されるべき外国人については、一定の基準を設けて隔離措置の対象外とするとともに、滞在証等を交付することによって社会統合を助けてきた。

2002年5月にシラク大統領が再選され、同年6月の国民議会選挙でも右派のUMP (国民運動連合) が多数を占め、社会党との第三次共存政権 (コアビタシオン) を解消してからは、政府は2003年法<sup>(7)</sup>、2006年法<sup>(8)</sup>と再び規制色を強めつつある。2007年の大統領選挙で2003年法、2006年法を手がけたサルコジ内相 (当時) が大統領に選ばれると、公約どおり移民・国民統合省が創設された。そして2007年7月に3たび移民法案が国民議会に提出され、10月23日に両院で可決されたあと憲法評議会への付託を経て、11月20日に成立した<sup>(9)</sup>。

サルコジ大統領は、これまでの移民は「押し付けられた移民」であり、移民の第二世代、第

(4) Sylvain Brouard and Vincent Tiberj, *Rapport au politique des Français issus de l'immigration* : rapport final, 2005.6, p. 5. <[http://www.cevipof.msh-paris.fr/publications/enquetes/rapp\\_fi.pdf](http://www.cevipof.msh-paris.fr/publications/enquetes/rapp_fi.pdf)>

(5) *Immigration: le devoir d'insertion*: rapport du groupe de travail immigration, novembre 1987. Paris : Documentation française, 1988, pp. 9-22.

(6) 高山直也「フランスにおける不法滞在者の隔離措置の変遷」『外国の立法』233号, 2007.9, pp. 37-97を参照。

(7) Loi no 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l'immigration, au séjour des étrangers en France et à la nationalité.

(8) Loi no 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration.

(9) Loi no 2007-1631 du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile. Legifrance HP<<http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=IMIX0756368L>>

三世代がフランス社会に統合できないでいるのは、そのような移民を無制限に受け入れてきたからだといっている。したがってこれからは、フランスの威光や経済にとってプラスにならない家族移民は制限して、その代わりに「選択された移民」を計画的に受け入れる方向に政策を転換すべきであり、正規に滞在する移民の社会統合を進めるためには、その障害となっている不法移民に対する対策を一層強化する必要があるとしている<sup>(10)</sup>。

2003年法から2007年法までの特徴をあげるとすれば、①不法移民対策の強化、②家族移民を制限して、就労目的の移民を増やす、③正規に滞在する移民の社会統合の推進、の3点に集約できる。

以下それぞれの点について紹介する。

## 1 不法移民対策の強化

入国・滞在の条件に従わずに新たに入国してくる不法移民や不法就労者、さらにはその斡旋業者や組織の取締りは左派政府もやってきたことであるが、右派単独政権となってからの2003年法、2006年法、そして今度の2007年法がそれまでの左派政府と異なる点は、家族移民の入国・滞在の条件を厳しくするだけでなく、フランス滞在の長い不法滞在者に対しても、これまで一定の条件で認められてきた保護措置を次々に廃止してきたことである<sup>(11)</sup>。

2006年法は、滞在証（有効期限1年）の交付条件および国外退去または国外追放の適用除外条件から「フランスに10年以上常住していることを証明できる外国人」を廃止した。

こうして現在の右派政府は、フランス滞在が長く、もはや本国との絆が絶たれてしまった不法滞在者についても、本国に送り返そうとしているのである。

右派政府の不法移民対策の強化によって、2002年以来82,000人の不法滞在者が本国に送還されている。2006年には24,000人の不法滞在者が本国に送還された。これは2002年比で140%の増加、2005年比では20%の増加である<sup>(12)</sup>。

不法移民の斡旋業者又は団体に対しても、2006年には112の組織網及びそれらの組織網に属する3,500（2003年には1,400）の業者または団体が摘発を受けている。2007年にもこの強化対策は継続されており、前半期で1,821の業者が捜査の対象となっている<sup>(13)</sup>。

## 2 家族移民の抑制

家族移民（immigration familiale）というのは、主として家族呼び寄せの名目で入国する外国人やフランス国籍者と結婚した外国人、フランスに「非常に強い」個人的及び家族的絆をもっている外国人のことである。

現在フランスに毎年入国してくる1年以上の長期滞在者のうちで常に最も多いのは家族移民である。2004年に入国した長期滞在者140,100人のうち、家族移民は102,650人（全体の75%）であるのに対し、就労移民（migration de travail）は7,050人（5%）にすぎない<sup>(14)</sup>。

2006年移民法は、家族移民が増えることはフランスの経済や威光にとってプラスにはならな

(10) “Pour Nicolas Sarkozy, < l’immigration choisie est un rempart contre le racisme >,” *Le Monde*, 2006.4.28 ; “Immigration : Sarkozy défend sa vision < ferme et juste >,” *Le Figaro*, 2006.5.3.

(11) 高山直也「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『外国の立法』230号, 2006.11, pp. 72-90を参照。

(12) AN Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l’administration générale de la République. Comte rendu no 9 (2007.7.25), p. 3. AN HP<<http://www.assemblee-nationale.fr/13/cr-cafe/06-07/c0607009.asp>>

(13) *ibid.*

いという考え方をとっており、家族呼び寄せ等の条件を厳しくしている。

例えば、フランスに居住する外国人が家族呼び寄せができる条件がフランスに「1年以上滞在」から「18か月以上滞在」に引き上げられ、収入についても「家族手当を除く」となっていたのが、家族手当以外にも「社会福祉及び家族法典」等で規定する諸手当を除く夫婦の全収入が「スライド制月額最低賃金」以上であることを求められるようになった。2007年法は収入の条件についてさらに「家族構成を考慮した」額にしている。

住居の条件についても、「同じ地域で生活している同規模の家族にとって普通（normal）と考えられる」住居をもっていることが条件となっている。

外国人の配偶者に交付された滞在証は、その滞在証を交付してから「2年以内」に夫婦の共同生活が解消した場合でなければ取消または更新拒否の対象とすることができずと規定していたのを、「3年以内」に引き上げた。2006年法ではフランス国籍者と結婚した外国人に滞在証を交付する条件として長期ビザを本国に取りに行かせることも検討されたが、結局それは見送られ、フランス国内でビザの申請ができることになった。2007年法は、当該外国人が「配偶者と6か月以上フランスに滞在」していることをその条件に加えた（入国滞在法典L第211-2-1条最終項）。

2006年法は、フランスに強い個人的および家族的絆をもつ外国人についても、滞在証交付の条件として、その絆の「強度、古さ、安定性、当該外国人の生活条件、フランス社会への統合及び当該人の母国にいる家族との絆の性格に照らして特に評価される」という文言を加えた。

2007年法は、身分証書が欠如している主としてアフリカ諸国の外国人の子どもで、フランスに滞在する家族に合流するために3か月を超えるビザの申請を行う者に対して、母親との親子関係を証明するためにDNA検査を導入した。その条件は、①その国の身分証書が存在しないか、又はその信憑性に深刻な疑いがあることを外支当局から本人が知らされた場合で、本人又は代理人がそれを要求したとき、②親子関係の被証明書、すなわち母親の事前の承認、③ナント大審裁判所がその必要性を認めること、④費用は国が負担、⑤18か月を超えない試行期間をおくことである（入国滞在法典L第111-6条）。

### 3 就労目的の移民の優遇

2006年法の「押し付けられた移民」から「選択された移民」への政策転換を最も象徴するのは滞在証<能力・才能>を新設したことであろう。しかし「選択された移民」というのは必ずしもエリートだけを受け入れようということではなく、フランスで労働力が不足している農業や建設、土木工事、ホテル業、私立病院、対人サービス、情報処理のような分野に就労する移民を受け入れようということである。

#### (1) 滞在証<能力・才能>

この滞在証は、「能力と才能によって、フランス及び当該の者が国籍を有する国の経済発展又は威光、特に知的、科学的、人道的若しくはスポーツの威光に著しく、かつ持続的な方法で貢献する可能性をもった」外国人に交付される。

(14) Sénat Rapport, no 371 (2005-2006), p. 20. Senat HP<<http://www.senat.fr/rap/105-371-1/105-371-11.pdf>>. 高山 前掲注(11), pp. 73-78を参照。2007年7月4日に国民議会で提出された法案によると、2005年に最初に交付された滞在証9万4500のうち、家族移民は4万8900件（全体の51.7%）、就労移民は1万3650件（14.4%）となっている。政府の家族移民を抑制して、就労移民を増やそうとする政策の効果が少しずつ表れていることがこれでわかる。

この滞在証の有効期限は3年で（普通の滞在証は1年）、更新もできる。

ここで想定されているのは、科学者や知識人、企業家、芸術家、高い水準のスポーツ選手、高い可能性をもった幹部職員といった人々である。

ただし本国で活躍することが期待されるこのような人々を引き抜くことに対する批判に考慮して、「優先連帯圏域 (zone de solidarité prioritaire)」(主としてアフリカの約60か国)の国民に対しては、フランスが当該国と「協力のためのパートナーシップ協定」を締結してからでなければ交付できないことになっている。またおそくとも6年後には本国に帰ることを約束することが交付の条件となっている。

## (2) 就労移民

フランスで職業活動を行うことを希望する外国人は、滞在証の交付を受ける際に、事前に労働許可を得なければならない。労働許可が下りると、滞在証にその職業の名称が「給与所得者」「商人 (commerçant)」というように記載されて労働許可証にもなるわけである。

ところで外国人が給与所得者の労働許可を受けようとする場合、フランス自国民優先のために労働法典L第34-2条に規定されている「雇用状況の対抗力 (opposition de la situation de l'emploi)」がネックになっていた。

「雇用状況の対抗力」とは、ある働き口がフランス国民の求職者によって占められる可能性があるときは、外国人を雇用することは認められない原則をいう。雇用主は労働市場に募集を行い、フランス人の希望者がいないことを確かめ、あるいはこれから雇おうとしている外国人とおなじ資格をもった者が国内では得られないことを証明しないと「雇用・労働及び職業訓練地方局 (DDTEEP : Direction départementale de l'emploi, du travail et de la formation professionnelle)」の許可が下りないのである。

そこで2006年法は入国滞在法典L第313-10条を改めて、規制を緩和した。

例えば給与所得者については、その職業活動が「募集の困難な仕事及び地理的地域」において行われ、その職種が、行政当局が労使双方と協議したのちに作成した国レベルのリストに上がっているときは、労働法典L第34-2条で規定している「雇用状況の対抗力」を受けることなく職業活動を許可する滞在証を交付できるとしている。

2007年法案は、入国滞在法典L第313-10条5°で規定している「派遣職員」(特に管理職)については、この「雇用状況の対抗力」を適用しないとしている。

## 4 社会統合の推進

2006年法は、新たに受け入れる1年以上の長期滞在者に対して統合の最も基本的な条件であるフランス語の習得とフランスの共和國的価値観を尊重することを義務付けている。その目的のために2006年法によって新設されたのが「受入・統合契約 (contrat d'accueil et d'intégration)」である。

受入・統合契約は2003年7月から試行的に実施されてきたが、2006年法によって、初めてフランスに1年以上の長期滞在を許可されるすべての外国人は国と同契約を結ぶことが義務付けられることになった(入国滞在法典L第311-9条)。

この契約によって、当該外国人はフランスの共和國的価値観(例えば男女平等やライシテ<政教分離>など)の市民研修(formation civique)と、その必要があると認められた場合は、語学

研修を受けなければならない。ただし、海外のフランス中等教育施設で3か月以上学んだ外国人はこの契約を免除される。

語学研修は、国が認めた資格又は免状 (diplome) によって認定される。これらの研修は、すべて無料である。

当該外国人が受入・統合契約の条項を守らない「際立った意志 (volonté caractérisé)」を示した場合は、滞在証の最初の更新の際に、そのことを考慮の対象とすることができる。

2007年法は、家族呼び寄せの名目でフランスにいる家族と合流するために滞在証の申請を行う外国人に対して、フランスにやってくる前に、その本国において、フランス語のレベルとフランスの共和國的価値観をどの程度理解しているかについて評価を行い、その必要があると認められた場合は、現地において2か月間の研修を受けさせることを予定している。またフランス国籍者と結婚する外国人についても、長期ビザの申請を行う国において、同様のことを予定している。

2007年法はさらに、フランスに居住する子どもに合流するために滞在証を申請する外国人の親に対しても、「家族のための受入・統合契約」を新設して、フランスにおける親の権利と義務について研修を受けさせることにしている。

(たかやま なおや 海外立法情報調査室)